

堺市立泉ヶ丘東中学校 令和6年度生徒心得

「時を守り、場を清め、礼を正す」・・・基本的生活習慣の確立

どこの家庭にも、その家庭ならではのルールがあるように、集団が生活や行動を共にする上で、最低限守るべきマナーやルールは必要です。本校では、

- ① 「基本的生活習慣の確立」－社会生活に適応し、「生きる力」を身に着ける
(時間を守る・その場に応じたあいさつができる・自主的な環境整美)
- ② 【日本一の中学校】にふさわしい、レベルの高い空気感を作り上げる

といった二つの目標を達成するため、また、皆さんが【誰からも信頼される、立派な「一社会人」】になることができるよう、以下の「生徒心得」を制定します。

1. 登校・下校

- ①登校時間(教室での点呼)は、8時30分とする。これ以降の教室入室は、遅刻として扱う。事情があって遅刻する場合は、学校への連絡を行う。欠席・遅刻等の連絡は、可能な限り保護者の方から tetoru (テトル) または電話(8:00～8:20の間)でしてもらうこと。
- ②自転車通学は、認めていない。事情があって自転車通学の必要がある場合は、事前に保護者から担任へ申し出て、許可を得る。
- ③本校校区には、道幅が狭く、交通量の多い箇所がたくさんあるので、交通マナーに十分注意する。(右側通行及び2列以下での移動を心掛ける)
- ④登下校中の買い食い、ファストフード店等への入店は禁止する。
- ⑤安全管理の観点から、登校後は下校時間まで許可なく外出することはできない。
- ⑥最終下校時刻(部活動)について、6月1日～9月30日は「18:30」、10月1日から5月31日までは「18:00」とする。必要に応じて、臨時に変更する場合がある。

2. 服装等

原則、以下の表の通りとする。

		男 子	女 子
上衣	冬服	黒詰襟学生服(標準服) 中には白カッターシャツが望ましい	紺のセーラー 水色襟カバー・緑ネクタイ
	夏服	白カッターシャツ	本校指定の白ブラウス 緑の細いネクタイ
ズボン・スカート		学生用ズボン(標準服)	ひだスカート
名札		左胸ポケット付近につける	
ベルト		黒、茶、紺が望ましい (「制服＝正装」という観点から)	
靴		運動に適した靴 (特別な事情がない限り、サンダル・クロックスは禁止。)	
防寒着		ウインドブレーカー(学校指定)、手袋、マフラー トレーナーやセーター(中に着込むようにする) カーディガン(黒、紺、茶など派手でない色)	

カバン	リュック型など、教科書が入る大きさのカバン 色、デザインは指定しない
髪型 化粧・装飾品	「手を加えることなく、高校入試に挑むことができる」 を基本ラインとして指導を行う ※これらの詳しい内容については、生徒指導部が判断する 髪型について 染髪や脱色等、故意による頭髪加工は認めない。 (気になることがあれば、前もって学校に相談する) 化粧・装飾品について 許可しない。

※本校では、更衣期間（衣替え）を設けていないので、常識の範囲で指導していく。

（６月～１０月の期間は、熱中症予防として体操服登校を可とする）

※防寒対策について

- ・「社会通念上常識の範囲で指導していく」「十分な体調管理をする」ことが大原則であるが、状況に応じて対応を変更・追加する場合がある。
- ・指導対象となる事項 → 不意な事故・けが防止のため。ドレスコードの観点からも不適切であるため。
 - ①パーカー（フード付きの服）の着用
 - ②ブランケットを腰や肩に巻いて行動する行為（授業中に足元の防寒に使うことは可）
 - ③【女子】スカート下から体操ズボンを出す
- ・ウインドブレーカー…式典・テスト時は着用しないことを原則とする。
(ドレスコード（マナー）、不正行為予防等の観点で指導)
各種集会・平常授業時は、気候（気温）に応じて着用を認める。

３．持ち物

- ①持ち物には名前を記入するとともに、物を大切に扱う。
- ②学習に必要なもの以外は、持ってこない。(例 不必要なお金、許可を得ていない携帯電話・スマートフォン、ゲーム機、カード自体に価値のあるカードゲーム類、お菓子、漫画 等)
- ③物品購入等で必要なお金を持ってきた時は、朝学活時に担任へ預ける。
- ④携帯電話・スマートフォンについて、本校では、校内への持ち込みは許可制となっている。必要に応じて許可願を提出し、許可書の交付を受ける。所持に関するルールは、別途定める。

４．授業、休憩時間等の学校生活について

- ①８時３０分から８時４０分までは、「読書タイム」等、各学年で朝の取り組みを行う。読書タイムでは静かに本を読み、落ち着いた状態で一日の授業をスタートできるようにする。
- ②授業については、各担当者の指示をよく聞き、積極的に活動する。
- ③１０分間の休憩時間は、次の授業の準備・移動・トイレ等、有効に利用する。
- ④昼休み開始から１５分後より、教室外での休憩可能時間とする。各学年で、ボールの貸し出しを行うので、ルールを守り利用できる。
- ⑤昼食について、弁当を持参し、各自の教室でとる。弁当以外の方は、事前に準備しておく。忘れた場合は、担任へ申し出ること。(校外へ買いに出ることはできない)
- ⑥選択制の中学校給食については、別途必要な手続きを行う。
- ⑦登校時に、コンビニ等で昼食を購入することはかまわないが、缶類・ビン類の飲み物は、購入しないこと。
- ⑧必要に応じて、校内に設置の自動販売機を利用できる。
- ⑨休憩時間の過ごし方について、カードゲームはトランプ（ウノ）のみ可とする。ただし、授業への支障がない範囲とし、指導に従わない場合は没収する。なお、カード自体に価値のあるものや、漫画の持ち込みは禁止する。(原則没収)

- ⑩様々なトラブル未然防止のため、体育授業の更衣や委員会等、許可された場合を除いて、他の教室へ入室しないようにする。

5. その他

- ①何か不明な点がある場合は、勝手な判断で行動せず、事前に先生に確認する。
- ②本心得に記載されている以外の、各学年でのルールも確認し、全ての生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるよう心掛ける。
- ③場合によっては、「期限を設けての改善指導」「別室での指導」「保護者に協力を得た指導」等を行うことがある。個々のケースによって状況が異なるため、その都度判断をする。
- ④本心得については、社会情勢や色々な状況の変化に対応するため、生徒・教職員・地域の方々からの意見を基に、必要に応じて見直しを行うこととする。

令和 5 年 4 月

保護者の皆様

堺市立泉ヶ丘東中学校

校 長 泉 元 利 夫

本校における携帯電話・スマートフォン所持に関するお知らせ

平素は、本校の教育活動にご理解とご支援をいただき、ありがとうございます。

さて、堺市教育委員会が示している【堺市立学校における携帯電話の取扱い等について】に基づき、本校では、「携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みに関する方針」を定めております。また、「携帯電話・スマートフォンの所持を許可する条件」を遵守することを条件に、「携帯電話・スマートフォンの所持許可願」を提出することで、携帯電話・スマートフォンの所持を許可しております。

学校でも、携帯電話・スマートフォンの所持・使用方法について注意喚起をいたしますが、ご家庭でのご指導をよろしくお願いいたします。

〔携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みに関する方針〕

1. 学校への生徒の携帯電話・スマートフォンの持ち込みは原則禁止とする。
2. 許可を受けて携帯電話・スマートフォンの持ち込みをした場合は、学校内では携帯電話・スマートフォンの電源を切り、各自のカバンの中へ入れて保管しておく。
3. 当該物の所持について、学校はその所持を許可するだけであって、破損・紛失・個人情報の漏洩等、所持にともなう各種の対応、およびトラブルに関する責任については、保護者が負うものとする。
4. 違反があれば、直ちに携帯電話・スマートフォンを預かり、厳重注意のあと保護者に直接返却する。

携帯電話・スマートフォンの所持許可願

堺市立泉ヶ丘東中学校長 様

私は、今般、堺市立泉ヶ丘東中学校に通学する私の子が、携帯電話・スマートフォンを所持して通学することを、下記の理由により許可願います。また、携帯電話・スマートフォンの使用に関しては、下記の条件を遵守することをお約束いたします。

携帯電話・スマートフォンを所持させる理由

見本

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

所持させる生徒 年 組 番 氏 名 _____

所持させる生徒の携帯番号 TEL _____

〔携帯電話・スマートフォンの所持を許可する条件〕

1. 当該物の所持については、学校はその所持を許可するだけのものであって、所持にともなう各種の対応、およびトラブル等に関する責任は、保護者が負うものとする。
2. 校内では電源を入れない。校内では原則、通学カバンの中に入れておくこと。
3. 登下校時は、安全確保・緊急連絡のために電源をつけてもよいが、音楽を聴く・ゲームをする等の「ながらスマホ」を含む、「許可願」の「携帯電話を所持させる理由」に記載した内容以外の使用方法を禁止する。
4. 学校が、当該物品の所持について、新たな条件を追加した場合や、不適切な使用があった場合には、速やかに学校の判断に従うものとする。
5. 授業中に、お子さんに緊急の連絡を取る必要がある場合は、学校(072-236-2421)へ連絡してください。
6. 上記以外の場合については、学校と協議の上、別途判断するものとする。
※送迎などに伴う連絡を取る必要がある場合は、安全な場所に立ち止まって行うこと。
(歩きながら携帯電話等の操作をすることは、交通安全上、防犯上非常に危険です)
※上記条件3. 4. について、携帯電話等の不適切な使用があった場合は、学校で指導を行った後、保護者の方に連絡を入れることを原則といたします。指導にご協力をお願いいたします。

上記の生徒に対して、携帯電話等の本校での所持を許可する。

許可番号

—

令和 年 月 日

堺市立泉ヶ丘東中学校長 泉 元 利 夫 印

物品販売について（令和6年度）

販売物品	販売業者	価 格
体育館シューズ	沖上・阪南	2 7 0 0 円
上履き	沖上・阪南	1 4 0 0 円 (29cm以上1450円)
長袖トレシャツ青色	沖上・阪南	4 5 0 0 円
長トレパン青色	沖上・阪南	4 2 0 0 円
長袖トレシャツ白色	沖上・阪南	2 9 0 0 円
半袖トレシャツ白色	沖上・阪南	2 5 0 0 円
ハーフパンツ夏用青色	沖上・阪南	3 0 0 0 円
ウインドブレーカー	ワークマン堺草尾店	3 0 0 0 円（ネーム刺繍入り）
ゼッケン	沖上・阪南	1 0 0 円
名 札	生指（桐山）	3 3 0 円
女子夏用ネクタイ（新）	生指（桐山）	2 3 0 円
〃 （中古）	生指（桐山）	1 0 0 円
女子冬用ネクタイ（新）	生指（桐山）	1 1 0 0 円
〃 （中古）	生指（桐山）	5 0 0 円
男子ボタン	生指（桐山）	1 セット 5 0 円（ボタン30円・裏20円）
		袖ボタン 1 0 円
生徒証明書（再発行）	生指（桐山）	5 0 円

<連絡先一覧>

教材店	坂田教材…234-6001	摂津工芸社（名札）…06-6698-0470
印刷店	藤隆印刷…080-8322-4668	代表：田井中様
スポーツ店	沖上スポーツ…236-8861	阪南チャンピオン…237-8800
	岡本スポーツ…241-4369	
制 服	ユニイマニシ（北野田）…237-2625	上田（鳳）…271-0155
	アカオカ（泉ヶ丘）…246-2525	
	オオサカユニフォーム（宮園）…279-2705	
ウインドブレーカー	ワークマン 堺草尾店…236-1331	

<名札を無くした場合の購入方法>

- ①個人 330円を添えて、直接生徒が生指（桐山）へ
- ②行事前等特別な場合 330円を添えて担任へ→学年主任or学年生指が取りまとめ、生指（桐山）へ
※費用の回収を先にしてから、発注を行います